

請求の内容(補正後の要求書原文のまま掲載。ただし、事実証明書の添付は省略。)

1 請求の要旨

- (1) 令和7年5月17日付け帯清掃第117号で公文書一部開示決定された都市環境部環境室清掃事業課所管の令和6年度資源集団回収奨励金支給の起案書によれば、令和7年3月31日付けて起案、同日付で決裁されているが、同日付けの同奨励金支給額決定書を同年5月2日になってから郵送しており不当である。
- (2) 地方自治法ほか関係法令では、予算の執行は原則として単年度主義であり、令和6年度の支出負担行為は令和7年3月31日までに行う必要がある。同奨励金は報償費として執行されており、支出負担行為を整理する時期は交付を決定しようとするときである。
しかしながら、この起案書に添付されている回収団体別集計表(別紙4)及び奨励金支出内訳調書(別紙5)の作成日が令和7年4月20日、21日及び22日となっている。このことから、支給決定に必要な書類一式が整ったのは、令和7年4月下旬であったことが強く推認される。
にもかかわらず、令和7年3月31日に同奨励金の支出に関する一切の審査を完了したとし、この日付を起案日として記入の上、即日、所要の決裁を受けたことにして、支給を決定し、回収実施団体に対して出納整理期間中に支給していることは、地方自治法等関係諸法令の規定を無視した不当な行為である。
- (3) 帯広市のホームページによれば同奨励金の事業期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までであり、そもそも年度末の3月31日あるいはその直前に回収業者が実施団体の資源を回収し、売上金を実施団体に交付してから回収業者が属する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に提出し、同〇〇〇が実施に携わった全回収業者の3月実施分(推定約590件)を集約して清掃事業課へ3月31日中に提出することは時間的に困難である。まして即日、内容を審査・集計することは到底不可能である。
- (4) しかし、年度を過ぎてからの支出決定することはできず、同〇〇〇から令和7年3月31日付けて実施報告書を収受したことにして、同事務を所掌する担当者へ虚偽の起案日を指示(または、担当者がやむにやまれず、自ら偽った日付を記入)し、あたかも法令の規定に適合しているかのように装わせ、支給決定を行っていることは、地方自治法に反するばかりでなく、虚偽公文書の作成・同行使の刑法に抵触すると言わざるを得ない。
- (5) また、同奨励金支給額決定書を令和7年5月2日になってから実施団体へ郵送しているが、この郵便料金66,640円は令和7年度予算から支出されている。本来であれば文書の施行日が属する令和6年度予算から支出するのが適当であり、同額は年度区分を誤っており市への損害である。不当な事務処理を組織的に行い、市民を欺く、重大な背信行為であり、市民に対する損害と言わざるを得ない。
- (6) 奨励金の支出決定を年度内に完結することは物理的に難しいものであり、本来であれば、繰越明許費として予算措置すべきものと思われる。予算を次年度に繰り越した上で、すべての審査を了した実際の日付で起案し、支給を決定すべきであることから、予算措置方法及び財務会計上の行為を是正すること及び新年度になってから送付した経費(郵便料)の返還を求める。